

# 保健福祉支援カード作成要領

## 1 情報の収集と利用目的

このカードは、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障害者等を把握し、保健福祉施策を推進するため及び緊急時・災害時の要支援者等の支援のために作成し、利用します。

※記載情報は、すべて大切な情報となります。記載漏れの無いよう、該当する項目のすべてについて記入してください（救急医療情報キットと携帯用緊急連絡先カードにもこの情報を利用します。）。

※保健福祉支援カードの作成は、強制的に行うものではありません。聞き取りに当たっては、慎重な対応をお願いします。

## 2 対象者

(1) ひとり暮らし高齢者：65歳以上のひとり暮らしの人（原則、該当するすべての者）

【該当する方】

- ① 住民票上も実質もひとり暮らしの人
- ② 住民票上は同居者がいても、実質ひとり暮らしをしている人
- ③ 同じ敷地内に親族がいるが、全く両者の交流がない人

【該当しない方】

- ① 同じ敷地内に親族が住んでおり、当人達の生活がひとつであり、交流が密な場合
- ② 集合住宅の同棟に親族が住んでおり、当人達の生計がひとつであり、交流が密な場合
- ③ 住民票上はひとり暮らしであるが、実質的に同居者がいる場合

(2) 高齢者のみ世帯

世帯員が2人以上で全員が65歳以上の世帯（夫婦でない場合もあります）。

現在他の世帯員が、住民登録をしたまま長期入院中や福祉施設に入所していて、実質ひとり暮らしとなっている場合も高齢者のみ世帯として、世帯状況の備考欄にその施設名を記入してください。

(3) 高齢者と障害者世帯

65歳以上の高齢者と65歳未満の障害者で構成されている世帯で、保健福祉の支援が必要と思われる世帯。

(4) 障害者のいる世帯

年齢、世帯員数を問わず、障害者のいる世帯。

(5) 寝たきり高齢者

寝たきりで家族等の支援が十分受けられず、市など他の支援が必要と思われる人。（障害老人の日常生活自立度ランクB・C程度）

(6) 認知症高齢者

日常生活に支障をきたすような症状、行動や意思の疎通の困難さが見られる人。また、その症状が重いと思われる人（認知症自立度ランクⅡ・Ⅲ・Ⅳ・M程度）。

(7) 虚弱高齢者

屋内では概ね自立しているが介助なしでは外出ができず、家族等の援助を常に受けられないと思われる人（障害老人の日常生活自立度ランクA程度）。

(8) 日中独居

同じ世帯や敷地内に親族が住んでいるが、日中は高齢者、障害者のみになる世帯。

### 3 作成・提出時期

- 新たに対象者となった、またはそのような状態の者を発見した時に作成し、地区定例会の際に、社会福祉課（各総合支所市民福祉課）あてに提出してください。  
一度提出されていても、家族構成や状態が変化し、修正が必要な場合は差し替えますので、再提出をお願いします。また、作成後5年程度経過したカードは、記載内容を確認するとともにカードの更新（再提出）をお願いします。
- 判断に迷う場合も作成してください。不要の判断がついた際はカードに理由を記入し、社会福祉課に返却ください。台帳から削除します。

### 4 具体的な活用方法

- 保健福祉支援のための基礎情報とします。
- 訪問を希望する世帯は、地区担当の保健師等が確認し、必要に応じ、相談・指導、他部門との連絡調整、介護保険認定の確認、福祉サービスの手配等を行いません。
- 救急搬送時等の緊急時の連絡、対応に使用します。
- 災害時の避難確認、避難支援に使用します。
- 防災を目的として、消防署へカードの情報を提供します。
- 希望者には、「救急医療情報キット・携帯用緊急連絡先カード」（後述）として、活用していただきます。

### 5 保管

- 提出されたカード原本は、行政区ごとに避難行動要支援者台帳として、伊那市役所社会福祉課、福祉相談課、高遠町総合支所（市民福祉課）、長谷総合支所（市民福祉課）で保管し、データでも管理を行います。
- 民生委員さんには、提出されたカード（担当地区分）をコピーしてお渡ししますので、ファイルへ綴り、管理保管してください。
- 転出、転居等の住民異動は、1か月遅れで住民異動帳票に基づき支援解除者の確認を行います。

☆ 不要となったカードは情報が漏れることのない方法で処分をしますので、社会福祉課（各総合支所市民福祉課）へご返却ください。

### 6 作成上の留意点

- 登録内容は、すべて大切な情報となりますので、原則として本人または家族が記入（記入が難しい場合は民生委員さんが聞き取り調査の上、記入しても可）し、記入漏等ないか受領時に再度内容についてご確認ください。緊急時等のやむを得ない場合は、保健師や地域包括支援センター職員が作成する場合があります。（その場合は、後日民生委員さんへ控えをお渡しします。）
- 民生委員さんの訪問やカードの作成を拒否される方で、状況によりカードの作成が必要と判断した場合は、わかる範囲で記入し、カード裏面の特記事項欄に赤字で「カード作成拒否」と記載し、その理由等を記入してください。
- 早急に対応が必要な場合は、随時提出をお願いします。
- 御夫婦等で生活され、病歴やかかりつけ医療機関等の情報が異なる場合（それぞれに支援が必要と思われる場合）は、それぞれの保健福祉支援カードを作成し、提出してください。

### 7 記入方法 ※記入内容は、すべて大切な情報です。漏れの無いように記入してください。

（表面）

- ① 新規等欄 : 表題横「新規・更新・削除」から該当する項目を選び、○印をしてください。
- ② 作成日 : 記入日又は調査を行った日を記入してください。
- ③ 作成者 : カードを作成した人の職及び氏名を記入してください。
- ④ 住所 : 行政区毎に登録を行うため、区・町・組及び番地等の行政区がわかるように記入してください。

- ⑤ 氏名 : 要支援者の氏名・性別・生年月日・電話・有線の有無を記入してください。
- ⑥ 民生委員 : 担当地区及び氏名を記入してください(複数の地区を担当されている場合は、要援護者の居住地区を記入してください)。
- ⑦ 区分 : 上段は世帯の状況、中段は本人の身体状況、下段は日中独居の状況となっていますので、該当する部分の口に✓(チェック)を記入してください。
- ⑧ 世帯状況 : 同一世帯員の氏名・続柄・生年月日・職業を記入してください。勤務のため常時家にいない方は、その勤務先や連絡先を備考欄に記入してください。主な介護者は、家族氏名欄の右端に○を記入してください。
- ⑨ 緊急時連絡先 : 同一世帯内での対応ができない時の連絡先となります(複数の人を記載してください)。特にひとり暮らしの人の場合は、必ず記入してください。また、緊急時・災害時等には近隣及び隣組の方の助けが必要となりますので、他の連絡先に近隣者がいない場合は、必ず記入してください。
- ⑩ 災害時における支援など : 該当する部分の口に✓(チェック)を記入してください(必要な支援があれば記入してください)。

(裏面)

- ⑪ 介護保険認定 : 該当する部分に○を記入してください(不明な場合は、市で確認します)。
- ⑫ 介護予防事業への参加 : 市で行っている介護予防事業への参加希望について該当する部分の口に✓(チェック)を記入してください。
- ⑬ 保健師等の訪問 : 保健師等が家庭を訪問して健康上の相談等を行っています。訪問希望について該当する部分の口に✓(チェック)を記入してください。
- ⑭ 障害者手帳 : 手帳の有無を確認していただき、該当の級を記入してください。身体障害者手帳の場合は級の記入、療育手帳、精神保健福祉手帳の場合は該当する部分に○を記入してください(不明な場合は、市で確認します)。
- ⑮ 聴覚障害がある場合のFAX番号、メールアドレス : 聴覚障害者の場合には、緊急時に電話での連絡が難しいため、FAXやメールでの対応をさせていただきます。連絡の取れるFAX番号やメールアドレスの記入をしてください。聴覚障害者以外は、記入の必要はありません。
- ⑯ 障害サービスの利用 : 障害者の中には、ヘルパーや作業所へ通所する等の障害者総合支援法に基づくサービスを利用している場合があります。利用しているサービスの有無に○を記入していただき、利用している場合、利用している事業所がわかれば記入してください。
- ⑰ サービスの計画を立てている事業所 : ⑯を利用している場合には、利用に当たってサービス等利用計画を作成しています。計画を立てている事業所名、担当者がわかれば記入してください。⑯を利用していない場合、記入は必要ありません。
- ⑱ 現在治療中の病気 : 病名、服薬名、医療機関、電話番号を記入してください。
- ⑲ アレルギーの有無 : 該当する部分に○を記入し、「有」の人はアレルギー症状を引き起こす原因となるものを記入してください。
- ⑳ 保健福祉支援カード(写) : 希望者に「救急医療情報キット・携帯用緊急連絡先カード」を配布します。希望する場合は、該当する部分の口に✓(チェック)を記入してください。口に✓(チェック)の記入がない場合は、「希望しない」と判断します。
- ㉑ 情報提供の説明・承諾 : カードに記載された情報は、防災を目的として消防署等と情報共有を図りま

す。これは、伊那市個人情報保護条例による伊那市個人情報保護審査会により認められています。

また、緊急時及び災害時に備えた事前対応及び早期対応、日頃からの見守り活動等を受けるため、これらの情報を消防署・社会福祉協議会・地区及び自主防災会・民生委員に提供することを承諾していただき、本人署名・押印をいただいでください。本人の署名が困難な場合は、家族等近親者からいただいでください。（情報提供に同意されない方については不要です。）

※ カードを更新した、死亡した等により、お手持ちの保健福祉支援カードが不要となった場合は、社会福祉課・各総合支所市民福祉課へカードを返却してください。

なお、返却の際は、表面欄外上に「R2.5月死亡」等の理由を記入の上、返却してください。

【お問い合わせ先】

伊那市役所	社会福祉課	総務係	: 電話 78-4111 (内線 2311)
高遠町総合支所	市民福祉課	保健福祉係	: 電話 94-3696 (直)
長谷総合支所	市民福祉課	保健福祉係	: 電話 98-1144 (直)

～～ 参 考 ～～

障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準

生活自立	ランクJ	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1. 機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランクA	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランクB	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上で生活が主体であるが、座位を保つ 1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2. 介助により車いすに移乗する
	ランクC	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力では寝返りもうたない

(平成3年11月18日 老健第102-2号 厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知)

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判断基準	見られる症状 行動の例	判断にあたっての留意事項及び提供されるサービスの例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している		在宅生活が基本であり、一人暮らしも可能である。相談、指導等を実施することにより、症状の改善や進行の阻止を図る。 具体的なサービスの例としては、家族等への指導を含む訪問指導や健康相談がある。また、本人の友人づくり、生きがいづくり等心身の活動の機会づくりにも留意する。
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる		在宅生活が基本であるが、一人暮らしは困難な場合もあるので、訪問指導を実施したり、日中の在宅サービスを利用することにより、在宅生活の支援と症状の改善及び進行の阻止を図る。 具体的なサービスの例としては、訪問指導による療養方法等の指導、訪問リハビリテーション、デイケア等を利用したリハビリテーション、毎日通所型をはじめとしたデイサービスや日常生活支援のためのホームヘルプサービス等がある。
II a	家庭外で上記IIの状態がみられる	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ等	
II b	家庭内でも上記IIの状態がみられる	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応等一人で留守番ができない等	
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意志疎通の困難さが見られ、介護を必要とする		日常生活に支障を来たすような行動や意志疎通の困難さがランクIIより重度となり、介護が必要となる状態である。「ときどき」とはどのくらいの頻度を指すかについては、症状・行動の種類等により異なるので一概には決められないが、一時も目をはなせない状態ではない。 在宅生活が基本であるが、一人暮らしは困難であるので、訪問指導や、夜間の利用も含めた在宅サービスを利用しこれらのサービスを組み合わせることによる在宅での対応を図る。 具体的なサービスの例としては、訪問指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、ホームヘルプサービス、デイケア・デイサービス、症状・行動が出現する時間帯を考慮したナイトケア等を含むショートステイ等の在宅サービスがあり、これらを組み合わせることで利用する。
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる	着替え、食事、排泄、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声、奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等	
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる	ランクIII aに同じ	
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする	ランクIIIに同じ	常に目を離すことができない状態である。症状・行動ランクIIIと同じであるが、頻度の違いにより区分される。 家族の介護力等の在宅基盤の強弱により在宅サービスを利用しながら在宅サービスを続けるか、または特別養護老人ホーム・老人保健施設等の施設サービスを利用するかを選択する。施設サービスを選択する場合には、施設の特徴を踏まえた選択を行う。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等	ランクI～IVと判定された高齢者が、精神病院や認知症専門棟を有する老人保健施設等での治療が必要となったり、重篤な身体疾患が見られ老人病院等での治療が必要となった状態である。専門医療機関を受診するよう勧める必要がある。